

## 事業計画の概要

### 1. 全体計画の概要

- (1) 金属くずは、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、自社の切断施設により切断処分する。切断物は、スクラップ材として鉄材料問屋に売却する。切断物のうち売却できない物は自社の安定型処分場に埋立処分する。

金属くずのうち、有機物等の混入物が多いものは、自社の中間処分施設に搬入し、焼却施設にて焼却処分の後、自社の管理型最終処分場に埋立処分する。

- (2) 「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」を、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、自社の破碎施設により破碎処分をする。破碎してできた再生砕石は路盤材として、土木建設業者に売却する。又、搬入された「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」のうち、再生砕石に適さない物については自社の安定型最終処分場に搬入し、展開検査場で展開検査を行い安定型以外の廃棄物が搬入されていないことを確認した後、埋立処分する。

「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」のうち有機物等の付着したガラス等（医療機関等より排出される、ダンボール箱に梱包された、ガラス、廃プラ等の非感染性産業廃棄物を想定）は、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、焼却施設により、焼却処分する。焼却灰は、自社の管理型処分場に埋立処分する。

また、廃石膏ボードは、排出事業者又は収集運搬業者が自社の分離施設に搬入し分離処分する。なお、処分に伴う保管行為は行わない。分離にて排出される紙くずは自社の焼却施設において焼却処分を行い、焼却灰は、自社の管理型処分場に埋立処分する。同時に排出される石膏くずは、自社の管理型処分場にて埋立処分する。

「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」のうち、石綿含有産業廃棄物については、埋立処分場内、指定の場所に、搬入された原型の状態直接荷下ろしを行う。荷

降ろしに伴い、石綿が飛散することを防止するため、手作業若しくはダンプによる直接荷下ろしを行うものとし、重機作業は行わない。積み降ろしたアスベスト廃棄物は破損しないよう覆土を行う。

- (3) 廃プラスチック類は、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、焼却施設により、焼却処分する。焼却灰は、自社の管理型処分場に埋立処分する。又、搬入された廃プラスチック類のうち、塩ビ等焼却に適さない物については、自社の安定型最終処分場に搬入し、展開検査場で展開検査を行い安定型以外の廃棄物が搬入されていないことを確認した後、埋立処分する。  
廃プラスチック類のうち、石綿含有産業廃棄物については、埋立処分場内、指定の場所に、搬入された原型の状態で直接荷下ろしを行う。荷降ろしに伴い、石綿が飛散することを防止するため、手作業若しくはダンプによる直接荷下ろしを行うものとし、重機作業は行わない。積み降ろしたアスベスト廃棄物は破損しないよう覆土を行う。
- (4) がれき類は、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、自社の破碎施設により破碎処分をする。破碎してできた再生砕石は路盤材として、土木建設業者に売却する。又、搬入されたがれき類のうち、再生砕石に適さない物については自社の安定型最終処分場に搬入し、展開検査場で展開検査を行い安定型以外の廃棄物が搬入されていないことを確認した後、埋立処分する。  
がれき類のうち、石綿含有産業廃棄物については、埋立処分場内、指定の場所に、搬入された原型の状態で直接荷下ろしを行う。荷降ろしに伴い、石綿が飛散することを防止するため、手作業若しくはダンプによる直接荷下ろしを行うものとし、重機作業は行わない。積み降ろしたアスベスト廃棄物は破損しないよう覆土を行う。
- (5) ゴムくずは、排出事業者又は収集運搬業者が自社の安定型最終処分場に搬入し、展開検査場で展開検査を行い安定型以外の廃棄物が搬入されていないことを確認した後、埋立処分する。
- (6) 木くずは、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、自社の破碎施設により、破碎処分をする。破碎後はチップ材として再利用を行う。又、搬入された木くずのうち、チップ材に適さないものについては、自社の焼

却施設にて、焼却処分する。焼却灰は、自社の管理型処分場に埋立処分する。  
木くずのうち不燃物との複合物等で、焼却処分に適さないものについては自社の管理型処分場に埋立処分する。

(7) 紙くずは、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、焼却施設により、焼却処分する。焼却灰は、自社の管理型処分場に埋立処分する。  
紙くずのうち不燃物との複合物等で、焼却処分に適さないものについては自社の管理型処分場に埋立処分する。

(8) 繊維くずは、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、焼却施設により、焼却処分する。焼却灰は、自社の管理型処分場に埋立処分する。

(9) 燃え殻は、排出事業者又は収集運搬業者が自社の管理型最終処分場に搬入し、埋立処分を行なう。燃え殻のうち有機物等の混入物が多いものは、自社の中間処分施設に搬入し、焼却施設にて焼却処分の後、自社の管理型最終処分場に埋立処分する。

(10) 汚泥のうち、無機性のものは、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、建設現場から発生する無機性汚泥については固化破碎施設にて、中間処分する。中間処分してできた、良質改良土は盛土材料として、再生砕石は路盤材料として土木建設業者に売却する。

汚泥のうち、有機性のものは排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、焼却施設により、焼却処分する。焼却灰は、自社の管理型処分場に埋立処分する。又、中間処分できない汚泥については排出事業者又は収集運搬業者が自社の最終処分施設に搬入し、管理型処分場に埋立処分を行う。

(11) ばいじん（大気汚染防止法に規定するボイラーから排出されたものに限る。）は、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、自社のばいじんの混合造粒固化施設により混合・造粒・固化処理を行う。

安定化処理された製品は、重金属等の溶出が飛躍的に抑制され、十分な強度等を併せ持つことを確認の上、良質改良土若しくは良質再生骨材等の土木用資材として、土木建設業者やゼネコン等に売却する。

また、上記以外の中間処分に適さない、ばいじんは、排出事業者又は収集運

搬業者が自社の管理型最終処分場に搬入し、埋立処分を行なう。埋立処分するばいじんで有機物等の混入物が多いものは、自社の焼却施設にて焼却処分の後、自社の管理型最終処分場に埋立処分する。

(1 2) 鉍さいは、排出事業者又は収集運搬業者が自社の管理型最終処分場に搬入し、埋立処分を行なう。埋立処分する鉍さいで有機物等の混入物が多いものは、自社の焼却施設にて焼却処分の後、自社の管理型最終処分場に埋立処分する。

(1 3) 動植物性残渣は、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、焼却施設により焼却処分する。焼却灰は、自社の管理型処分場に埋立処分する。

(1 4) 廃油は、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、焼却施設により焼却処分する。焼却灰は、自社の管理型処分場に埋立処分する。

(1 5) 産業廃棄物を処分する為に処理したものは、排出事業者又は収集運搬業者が自社の管理型最終処分場に搬入し、埋立処分を行なう。

(1 6) 廃酸は、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、焼却施設により焼却処分する。焼却灰は、自社の管理型処分場に埋立処分する。

(1 7) 廃アルカリは、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、焼却施設により焼却処分する。焼却灰は、自社の管理型処分場に埋立処分する。

(1 8) 動物系固形不要物は、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、焼却施設により焼却処分する。焼却灰は、自社の管理型処分場に埋立処分する。

(2) (3) (4) の廃棄物のうち、石綿含有の廃棄物については、受入時に分析調査の有無を確認する。分析が行われていないものは、石綿含有廃棄物とみなして取り扱いを行うものとする。

(特別管理産業廃棄物)

- (19) 廃石綿等は、耐水性の丈夫な 2 重袋に梱包し、排出事業者又は収集運搬業者が自社の管理型最終処分場に搬入した物を埋立処分する。埋立にあたっては、あらかじめ定められた場所を掘削し埋立終了後直ちに覆土を行う。
- (20) 感染性産業廃棄物は、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、焼却施設により、焼却処分する。焼却灰は、自社の管理型処分場に埋立処分する。
- (21) 廃油は、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、焼却施設により、焼却処分する。焼却灰は、自社の管理型処分場に埋立処分する。
- (22) 廃酸は、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、焼却施設により、焼却処分する。焼却灰は、自社の管理型処分場に埋立処分する。
- (23) 廃アルカリは、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、焼却施設により、焼却処分する。焼却灰は、自社の管理型処分場に埋立処分する
- (24) 特定有害物質を含む廃油は、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、焼却施設により、焼却処分する。焼却灰は、自社の管理型処分場に埋立処分する。
- (25) 特定有害物質を含む廃酸は、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、焼却施設による焼却処分、又は無害化施設による不溶化処理、分解処理を行う。焼却灰及び不溶化・分解処理に伴い発生する汚泥は、自社の管理型処分場に埋立処分する。
- (26) 特定有害物質を含む廃アルカリは、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、焼却施設による焼却処分、又は無害化施設による不溶化処理、分解処理を行う。焼却灰及び不溶化・分解処理に伴い発生する汚泥は、自社の管理型処分場に埋立処分する。
- (27) 特定有害物質を含む汚泥は、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、無害化施設による不溶化、分解、溶解処理を行う。処理に伴い発生する汚泥は、自社の管理型最終処分場に埋立処分する。処理に伴い発生する廃液は、自社の焼却施設にて焼却処分し、焼却灰は、自社の管理型最終処分場に埋立処分する。
- (28) 特定有害物質を含むばいじんは、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、無害化施設による不溶化、溶解処理を行う。処理に伴い発生する汚泥は、自社の管理型最終処分場に埋立処分する。処理に伴い発生する

廃液は、自社の焼却施設にて焼却処分し、焼却灰は、自社の管理型最終処分場に埋立処分する。

- (29) 特定有害物質を含む燃え殻は、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、無害化施設による不溶化、溶解処理を行う。処理に伴い発生する汚泥は、自社の管理型最終処分場に埋立処分する。処理に伴い発生する廃液は、自社の焼却施設にて焼却処分し、焼却灰は、自社の管理型最終処分場に埋立処分する。

## 2. 環境保全措置の概要

### (1) 中間処理施設において講ずる措置

分離施設では、処理に伴う粉塵の発生に注意し、処理を行う。投入口、搬送経路繋口、排出口など各粉塵発生箇所に吸引口を設け、吸引力の高いサイクロン一体型集塵機で粉塵を回収する。

混合造粒固化施設では、騒音の発生に注意し処理を行う。騒音発生時においては、機械の運転を止め、点検整備を実施し故障箇所等を修繕してから処理を行い騒音の発生を防ぐ。粉体の移送は圧縮空気を使用した配管移送とし、集塵機を設置することで大気への粉じんの発生防止に努める。

破碎施設、切断施設においては、粉塵・騒音の発生に注意し、破碎、切断を行う、粉塵のひどい場合には散水を行い粉塵発生防止に努める。騒音発生時においては、機械の運転を止め、点検整備を実施し故障箇所等を修繕してから処理を行い騒音の発生を防ぐ。

固化破碎施設においては、汚水の漏洩に注意し、降雨時の汚水は集水槽に集水して貯留後ポンプアップにて混練水槽に移し処理を行う。

焼却施設においては、大気汚染に注意し自動測定機器等の細かな監視・点検を行いながら、焼却処理を行う。焼却後の焼却灰は降雨時における汚水の地下浸透に留意しコンクリート製の貯留ヤードに灰出し後、管理型処分場へ埋立を行なう。ばいじんは飛散を防ぐ為、鉄製ダストボックスに貯留した上、ビニール製シートにて覆い飛散防止に努める。定期的に排ガス・焼却灰・ばいじんの測定分析を行い環境保全上の支障の発生を未然に防止する。

### (2) 保管施設において講じる措置

環境保全のため、保管の場所から廃棄物が飛散・流出・地下浸透し、悪臭が発散しないよう留意し、底面をコンクリート製にした屋内型のストックヤード内に

て保管を行う。

又、適正保管量を超えないように留意するとともに、産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出し、保管の場所には、ねずみ、蚊、ハエその他の害虫が発生しないよう清潔保持に心がける。

### (3) 最終処分場において講じる措置

飛散流出防止のための措置として重機による廃棄物の踏み固め、覆土を十分に行う。

埋立処分する廃棄物から生ずる悪臭がある場合は、十分に覆土を行う。

処分場にみだりに人が立ち入るのを防止できるよう、搬入出入り口、浸出水処理施設管理用出入り口等道路に面した箇所には鋼板製塀と施錠の出来る門扉を設置し、搬入出入り口横には表示すべき必要事項を記載した看板を設置する。

擁壁等は月 1 回以上定期的に巡回点検し、異常が発見された場合には原因を究明し結果に対応した対策を講じる。

埋め立てた廃棄物の種類、数量及び最終処分場の維持管理に当たって行った点検・検査その他の結果及び措置の記録を作成し、廃止までの間保管する。

安定型埋立場には、安定型廃棄物以外の廃棄物が混入しないよう、展開検査を実施する。展開検査場所は、底面をコンクリート造の不透水性地盤とし、発生した汚水等による地下浸透防止措置を講ずる。

管理型埋立場では、遮水工、擁壁、調整池等の巡回点検を月 1 回以上行い、損傷箇所の早期発見による予防的な補修や、堆積物の清掃除去、遮水工の機能維持等を行う。汚水の漏洩が無いように埋立を行い、浸出水については浸出水処理施設のきめ細かな維持管理を行ない処理を行う。

定期的に安定型浸透水、管理型浸出水処理水、周縁 2 箇所の地下水の水質検査を行う。

安定型浸透水に係わる地下水等検査項目の水質検査の結果、基準に適合していない場合や BOD の水質検査の結果、BOD が 20mg/l を超えている場合には速やかに廃棄物の搬入及び埋立を中止すると共に、埋立地の点検・調査等を実施し、原因を究明し発見された要因に応じて速やかに適切な処置を実施する。

管理型浸出水処理水が、排水基準等に適合するよう浸出水処理施設の維持管理に努める。排水基準に適合していない場合には、その原因を究明し発見された要因に応じて速やかに適切な処置を実施する。また、周辺 2 箇所の地下水の地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合には、原因を究明しその結果に基づき必要な措置を直ちに実施する。

### 3. 処分する産業廃棄物の種類及び処分量

金属くず 20 t、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず 7 t、廃プラスチック類 200 t、がれき類 5000 t、ゴムくず 1 t、木くず 30 t、紙くず 2 t、繊維くず 1 t、燃えがら 50 t、汚泥 20 t、ばいじん 1010 t、鉋さい 200 t、動植物性残さ 5 t、廃油 1 t、処分するために処理したもの 50 t、廃酸 10 t、廃アルカリ 10 t、動物系固形不要物 1 t